

計画調整局開発調整部開発計画課
臨時的任用職員（事務職員）募集要項

1 募集人数

1人

2 業務内容

- (1) 開発調整部・開発計画課の庶務に関する業務
計理、給与、厚生関係、勤怠、照会に対する回答など
- (2) 株式会社湊町開発センターに関する補助業務
補助金等による支援など
- (3) 湊町地区に関する補助業務
湊町開発協議会、湊町エリアに関する検討業務委託など
- (4) 株式会社大阪シティドームに関する補助業務
補助金等による支援など
- (5) その他の補助業務

3 応募資格

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条（欠格条項）に該当しないこと
- (2) 一般的な事務作業（パソコン入力、書類・数値確認、電話対応など）ができること

地方公務員法（抄）

（欠格条項）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 任用期間

令和8年6月1日から令和9年3月31日まで

5 勤務条件等

(1) 勤務日等

ア 勤務日

原則として月曜日から金曜日まで

イ 勤務時間

午前9時から午後5時30分までの7時間45分（休憩時間45分）

ウ 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日）

(2) 勤務場所

大阪市計画調整局開発調整部開発計画課

大阪市北区中之島一丁目3番20号 大阪市役所本庁舎7階

(3) 給与

月額 227,824円（原則として当月17日払い、口座振替）

※地域手当を含みます。

※職歴等のある方については、その経歴に応じて加算されることがあります。

※上記の他に通勤手当や勤務実績に応じた手当（超過勤務手当など）が支給されます。

※上記給与月額などは、令和8年3月1日時点のものですが、給与改定等により任用時には変更されることがあります。

(4) 休暇

年次有給休暇17日、特別休暇（忌引休暇など）

※「臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」に基づき付与されます。

(5) 社会保険

- ・大阪市職員共済組合
- ・厚生年金保険

(6) 服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- ・その他、大阪市職員が遵守すべき服務規律の確保に関する各種規程が適用されます。（「大阪市職員基本条例」、「大阪市職員倫理規則」など）

6 選考方法

(1) 筆記試験（60分）

小論文1問

(2) 面接試験

個別（10分から15分程度）又はグループ（20分から30分程度）で実施予定

※詳細については、後日送付する受験案内により通知します。

7 選考日時及び選考会場

(1) 選考日時

令和8年4月16日（木曜日）午前9時15分集合（予定）

(2) 選考会場

大阪市役所本庁舎内会議室

※集合時間は申込状況により当日の午後となる可能性があります。

※詳細については、後日送付する受験案内により通知します。

8 申込方法

次の書類等を**持参**するか、又は**簡易書留で送付**してください。

※書類等に不備がある場合、選考試験を受験できないことがあります。

※郵便等料金不足の場合、受付しません。

(1) 提出書類

ア 大阪市臨時的任用職員採用申込書 1通

※過去3か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※採用申込書は本市所定の様式に限ります。

イ 申し立て書 1通

※申し立て書は本市所定の様式に限ります。

ウ 受験案内送付用の定型封筒（長形3号） 1通

※必ず宛先を記載のうえ、**110円切手**を貼付してください。

(2) 申込受付期限

令和8年4月6日（月曜日）※当日必着

(3) 提出先

〒530-8201 大阪市北区中之島一丁目3番20号

大阪市計画調整局開発調整部開発計画課

※送付される封筒には、朱書きで「臨時的任用職員採用申込書等在中」と明記してください。

9 受験案内

受験案内は、令和8年4月8日（水曜日）頃に発送する予定です。令和8年4月10日（金曜日）までに案内が届かない場合は、令和8年4月13日（月曜日）午後1時までに下記12の問合せ先へお問い合わせください。

10 選考結果の通知

選考結果は、令和8年4月24日（金曜日）頃を目途に受験者本人あて書面により通知します。

11 その他

(1) この試験において提出された書類等は、受付後、返却しません。

(2) 受験に際して大阪市が収集した個人情報、この試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき、適正に管理します。

(3) 選考試験の評価点が一定の基準に達している者のうち、評価点が最上位の者を採用します。評価点が同じ場合は、面接試験の評価点を優先します。

- (4) 選考試験の評価点が一定の基準に達している者を、合格者として「計画調整局開発調整部開発計画課臨時的任用職員採用候補者名簿」に登録します。上記(3)の最上位の者が採用を辞退した場合、成績上位の者から順に連絡します。また、任用期間中に欠員が生じた場合も同様とします。なお、採用候補者名簿の登録期間は令和9年3月31日までです。
- (5) 受験者の評価点が一定の基準に達しない場合は、合格者なしとする場合があります。
- (6) 受験資格がないこと並びに申込みの内容及び提出書類等に虚偽があることが認められた場合には、合格を取り消すことがあります。

12 問合せ先

大阪市計画調整局開発調整部開発計画課（担当：服部、新谷）

〒530-8201 大阪市北区中之島一丁目3番20号

電話：06-6208-7824 FAX：06-6231-3751

申込みにあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組み及び遵守すべき事項を定めています。また、適宜、管理監督者から指導が行われます。

次に記載している条例の内容は、その一部を抜粋したものです。趣旨を十分に理解したうえで申し込んでください。

大阪市職員基本条例（抄）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

2 職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚して、公正に職務を執行し、その職務や地位を私的利益のために用いてはならず、また、市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

3 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならない。

4 職員は、市政の透明性の確保に努めるとともに、自らの職務に関し説明責任を果たすよう努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

3 省略

その他遵守すべき事項の例

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・身体に入れ墨がある職員にあつては、勤務時間中は市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと